## 公立大学法人奈良県立大学契約規則(抜粋)

## 第2章 入札参加資格

(競争入札の参加者の資格)

- 第2条 売買、賃借、請負その他の契約につき会計規程第24条に規定する一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 理事長は次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の 期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人 として使用する者についても、また同様とする。
  - (I) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - (2) 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - (4) 会計規程第 27 条による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
  - (6) この項(この号を除く。)の規定により競争入札に参加できないこととされている者を、 契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 3 理事長は、必要があるときは、競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。
- 4 前項の規定による競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査については、別に定める。